

郵 政 事 業 に 関 す る 行 政 評 価 ・ 監 視
—郵便事業の効率化・合理化、郵政三事業の事業別計理等—
の 勧 告 に 伴 う 改 善 措 置 状 況 （ 回 答 ） の 概 要

1	実 施 時 期	平成 13 年 4 月 ~ 14 年 1 月
2	勧 告 先	総 務 省
3	勧 告 年 月 日	平成 14 年 1 月 11 日
4	回 答 年 月 日	平成 14 年 8 月 23 日

【行政評価・監視の背景事情】

- 郵便事業については、電気通信技術の発展による通信手段の多様化や民間宅配便事業の進展など、事業を取り巻く経営環境は一段と厳しくなっており、平成 10 年度以降、単年度収支が赤字。このような中で、経営の健全性の確保、良質なサービスの提供のため、事業の実施体制及び運営全般に徹底的な見直しが要請
また、郵政三事業それぞれの経営状況や事業運営の効率性等を明らかにするため、事業別収支の状況等を適切に開示することが基本
- 本行政評価・監視は、郵便事業の運営状況及び郵政三事業に係る事業別計理の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 郵便事業の経営の効率化・合理化</p> <p>(1) 集配郵便局の受持ち区域の統合の推進 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中長期的視点に立った効率的な集配郵便局の配置を推進するため、同一市町村内に複数設置されている小規模な集配郵便局の郵便区の統合のほか、新郵便処理システムの配備計画や局舎改善計画などに併せ、行政区をまたいだ郵便区の統合や集配普通郵便局の郵便区の統合についても積極的かつ計画的に取り組むこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 集配郵便局の受持ち区域（郵便区）は、原則として行政区（市区町村）と合致させる形で設定（郵便区の数：平成元年度末5,237 12年度末4,898） 平成9年度の新郵便処理システムの配備等により、必ずしも行政区に合致させて郵便区を設定する必要がなく、行政区をまたがって郵便区統合を行う余地が拡大 <p>地方郵政局では、郵便区調整は、従来どおり、原則として同一行政区内に複数の郵便局が設置されている場合に実施する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣接する行政区において、新郵便処理システムが配備された局と取扱郵便物数の少ない集配普通郵便局等が近接して設置。両局合わせた取扱郵便物数は他地域において1局で処理している物数と同程度であるにもかかわらず、処理要員数は1局のそれよりも多くなっている例あり <p>集配郵便局の局舎の新築・増改築に当たって、その周辺郵便区の統合を図るとの方針であるにもかかわらず、郵便区調整の担当部門と郵便局舎改善の担当部門との連携が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺郵便区との統合により要員合理化の余地が認められるにもかかわらず、その検討が行われぬまま局舎改善を実施している例あり 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>は、「回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>郵便区統合については、送達速度の向上と経済性を主眼として総合的に効率化メリットがあるものについて、当該地域の発展状況や道路の整備状況及び関係住民・自治体の意向も勘案しながら実施してきており、平成13年度を初年度とする5か年計画において135件、171局の郵便区統合を実施することとしている。</p> <p>また、行政区をまたいだ郵便区の統合や集配普通局の郵便区の統合については、勧告の趣旨を踏まえ、統合の検討対象とする郵便区の洗い出し作業を全国的に実施したところであり、現在、その結果に基づき、新たな郵便区統合の実実施計画の策定に向け、検討を行っている。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(2) 内務業務・外務業務担当要員の合理化 (勧告)</p> <p>① 内務業務について、i)業務量に対応した要員配置の見直しの徹底、ii)書留郵便物部門における非常勤職員の活用の拡大により、要員の合理化を図ること。</p> <p>② 外務業務について、新郵便処理システムの配備局への道順組立等業務の集中化を徹底することにより、要員の合理化を図ること。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内務業務(郵便物の差立区分、配達区分を行う業務) 平成12年度末:2万228局の郵便局に7万9,805人配置 外務業務(郵便物の配達、ポストからの郵便物の取集めを行う業務) 平成12年度末:4,898局の集配郵便局に8万4,610人配置 <p><内務業務> 取扱郵便物数等が同程度の郵便局間に要員の配置数に格差 仙台中央郵便局(東北郵政局管内):1,285,118通(個)/日、69.0人/時 神戸中央郵便局(近畿郵政局管内):1,198,708通(個)/日、71.2人/時 書留郵便物の担当部門については、非常勤職員の活用を図るべき対象部門として具体的に示されていないことも一因となって、当該部門における非常勤職員の活用状況に郵便局間で相当の格差</p> <p><外務業務> 配備局の周辺にある小型普通通常郵便物が多い未配備局で、かつ、その道順組立等業務を配備局で集中して処理することにより外務業務担当要員の削減を図る余地のあるものが集中化の対象とされていない例あり</p>	<p>内務業務担当要員の合理化については、次の措置を講ずる。</p> <p>)現在、一層の業務運営の効率化・合理化を推進するため新たな要員配置基準を作成中であり、この基準及び平成14年5月に実施した「郵便物取扱数等調査」の結果に基づいて、15年度において、全国的な要員配置の見直しを実施することについて検討している。</p> <p>)書留郵便物の処理においては、郵便物の送達状況を記録する必要があり、かつ、作業工程が多数の上複雑であるため、事故・犯罪防止の観点から本務者を中心とした要員配置を行ってきているが、現在、より効率的な処理を行うため、書留情報システムの機能を向上させるとともに、このシステムの活用により作業工程数を削減すること等について検討しているところである。平成15年度以降に予定しているこの新たな処理方式等の実施に併せ、当該分野における非常勤職員の活用の拡大について検討を行う。</p> <p>新郵便処理システムの配備による要員合理化及び経費節減の効果を最大限に発揮させるため、平成9年度以降、道順組立等業務の集中化を順次実施してきており、13年度までに、地域区分局64局において139局分の集中処理を実施している。</p> <p>平成14年度においては、これまでの地域区分局に加え、新たに一般局における道順組立等業務の集中処理を導入する等、道順組立等業務の集中化を積極的に推進していくこととし、地域区分局49局において134局分、一般局15局において20局分、計64局において154局分の集中化を予定している。</p> <p>このように集中処理を可能な限り拡大してきているところであるが、さらに、平成15年度においては、集中化による削減労働力が全体で1人に満たない小規模局も検討対象として考えており、この場合には1人の定員を削減し、不足する労働力は非常勤職員を充当することを検討している。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(3) 運営費の縮減</p> <p>ア 非常勤職員の雇用経費の節減の徹底 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>賃金・超勤日別把握システムを活用した現行の雇用管理に加えて、郵便物数等の業務量に見合った非常勤職員の雇用数の調整を的確に行うことができるような仕組みを整備すること。</p> </div> <p>(説 明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年度の非常勤職員の雇用経費：1,388億円 ・ 「賃金・超勤日別把握システム」を平成10年度に導入。雇用経費計画額に対する日別の使用状況を把握する等により雇用経費総額抑制の面からの雇用管理を実施 <p>「賃金・超勤日別把握システム」は、雇用経費の総額に着目して構築。このため、業務量に見合った非常勤職員の雇用管理には対応できず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意の1週間において1日当たり10人以上の雇用過剰が発生している日が3日間以上あるものが、23局中9局 	<p>賃金・超勤日別把握システムについては、平成14年度から、内務業務・外務業務別の非常勤職員及び超過勤務者の人数、時間数及び金額の把握のほか、内務業務運行記録表により引受物数及び到着物数並びに外務業務運行記録表により配達物数を日々把握できるよう改善するとともに、郵政事業庁郵務部長通達「賃金・超過勤務手当の日別把握について」(平成14年3月8日付け郵管第3198号)を発出し、地方郵政局等に対し、このシステムを各郵便局に対する適時・適切な賃金・超勤の節減指導や地方郵政局等における非常勤職員の雇用に係る経費の使用見込みの算定等に有効活用するよう指示した。</p> <p>また、郵政事業庁郵務部長及び総務部長通達「平成14年度賃金・超過勤務手当予算の効率的使用について」(平成14年4月16日付け郵管第3013号)により、地方郵政局等に対し、平成14年度に実施する「郵便物取扱数等調査」等により把握される詳細な物数データを活用し、現在の曜日別配置計画や服務計画の見直しを行うよう指示した。</p> <p>なお、上記システムの活用により非常勤職員の雇用調整を的確に行うためには、日々の取扱物数を正確かつ効率的に把握することが重要であることから、物数データの集計等を行う関連システムの開発について検討しているところである。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="129 217 427 293">イ 運送委託費の縮減 (勧告)</p> <div data-bbox="107 304 1099 443" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="114 312 1093 435">軽自動四輪車による郵便物の運送委託について、非常勤職員を活用した運送方式への切替えによる効果分析を急ぎ、速やかに当該方式の全国的展開を図ること。</p> </div> <p data-bbox="114 453 237 485">(説明)</p> <ul data-bbox="114 497 1099 671" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="114 497 1099 576">・ 郵便局間の郵便物の運送はすべて民間事業者に委託。委託費の8割は自動車によるもの(平成12年度委託費(自動車):約995億円) <li data-bbox="114 592 1099 671">・ コスト縮減の一環として、軽自動四輪車による運送委託路線について非常勤職員を活用した運送方式への切替えを試行的に実施中 <p data-bbox="129 683 1099 761">この全国的展開については、経済効果及び業務運行上の支障の有無を十分検討した上で決定することとして、その時期等を明らかにしておらず</p> <p data-bbox="129 823 1099 948">非常勤職員活用の試行路線において、経費節減効果が認められ、切替えによる業務運行上の支障も特段生じておらず、これと同様の条件の路線が全国的に相当数あり</p> <p data-bbox="107 1010 371 1086">(4) 経営管理の改善 (勧告)</p> <div data-bbox="107 1098 1099 1236" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="114 1106 1093 1228">新規増収施策については、導入後の適切な時期に、期待した増収効果が得られているか否かを把握し、施策の効果が上がっていないものについては速やかに廃止する等必要な見直しを行うこと。</p> </div> <p data-bbox="114 1246 237 1278">(説明)</p> <ul data-bbox="114 1291 1099 1415" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="114 1291 1099 1326">・ 郵便事業の財務状況は、平成10年度以降単年度収支の赤字が継続 <li data-bbox="114 1342 1099 1415">・ 大口顧客に対する料金割引制度の拡大などの新規施策の導入や利用者サービスの改善等より郵便利用の拡大や増収に努力 	<p data-bbox="1182 312 2136 528">軽自動四輪車による郵便物運送の非常勤職員の活用については、平成13年4月から実施した全国14路線における試行結果を分析したところ、年間約2,200万円程度の経費節減効果が認められたが、業務運行の面において、一部の路線で長期就業可能な非常勤職員の確保に苦慮した事例や非常勤職員の突発的な欠務のため本務者が代行した事例も見受けられた。</p> <p data-bbox="1182 544 2136 807">このようなことから、平成15年度においては、全国的展開を視野に入れつつ、)非常勤職員の突発的な欠務等による業務運行への影響が比較的小さいとみられる運行時間が短い路線(局間距離がおおむね15キロメートルまで)であって、長期就業可能な非常勤職員の確保が可能な路線を対象として試行の拡大を行うとともに、)長期就業可能な非常勤職員の確保を容易にする制度の導入の検討を行う。</p> <p data-bbox="1182 1102 2136 1270">新規増収施策については、勧告の趣旨を踏まえ、施策の実施後1年程度を経過した時期において、当初想定した効果(取扱物数、収入見込額、運営経費等)が得られているかどうか等についての評価分析を行い、想定した効果が表れていない場合には、必要な見直しを行うこととしたところである。</p> <p data-bbox="1182 1286 2136 1410">また、新超特急郵便及び新特急郵便については、需要見込物数や収支状況を踏まえ、その見直しについて検討を行っているところであり、今後、必要な措置を講じてまいりたい。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>新規増収施策について、導入効果の発現状況の確認が十分行われていない等のため、多額の赤字を計上しているが、見直しが行われぬまま継続されている例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 新超特急郵便及び新特急郵便の例 [収入で人件費も賸えず、平成12年度の赤字額(収入 - 人件費)約4億1,000万円] <p>2 郵政事業の事業別計理の適切化 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>分計に用いる比率については、郵政事業を取り巻く業務環境の変化を踏まえ、その妥当性の検証を行い、妥当性の低下したものについては必要な見直しを行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵政三事業の業務運営に係る損益は、郵政事業特別会計において各事業別に経理。収益及び損失のうち、二以上の事業にわたるものは適正かつ妥当な割合で事業別に区分して計理(分計) 管理・共通経費について、一の事業に特定できない経費は人員数(本務者)や庁舎使用面積の比率を用いて分計 <p>郵政三事業を取り巻く業務環境については、)システム化・機械化・非常勤職員化の推進等により三事業別の人員構成が徐々に変化、)ATMの休日の稼働や窓口時間の延長などにより、例えば、電灯電力料は庁舎使用面積のみならず使用時間とのかかわりが増大するなど変化 このような業務環境の変化が分計に及ぼす影響について検証する必要あり</p>	<p>郵政事業は、平成15年に予定されている公社化を機に、企業会計原則に基づき会計を処理することとしている。その中で、新たに郵便、郵便貯金、簡易生命保険の各業務の実施状況に関する説明責任を充足するため、業務区分別の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成することとしている。このため、このような環境の変化を踏まえ、適正な業務区分別の経理を行うための考え方、基準全般について監査法人の助言を受けつつ検討しているところである。</p> <p>なお、普通郵便局の電灯電力料については、勧告の趣旨を踏まえ、実態調査を行っているところであり、今後、調査結果を基に分計精度と分計事務の効率性という観点を踏まえ、妥当性が低下している場合は、必要な措置を講ずることとする。</p>